

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成28年9月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

HOKKAIDOブランド海外展開促進事業委託業務

(2) 業務の目的

新たな分野の北海道ブランドを発掘して効果的な発信を行うとともに、食や観光と連動した売り込みを行うことにより、新たな道産品の販路拡大を促進し、北海道ブランドを活用した取組の裾野の拡大を図る。

(3) 業務の内容

ア 新たな分野の道産品の発掘

- ① 幅広い分野での道産品の販路拡大を推進するため、新たな分野（工芸品、インテリア・家具、化粧品など道産食品以外の分野に限る。）の道産品を掘り起こし、シーズ集を作成すること。（掘り起こしにあたっては、道内5振興局地域以上の地域で20種類以上の商品の掘り起こしを行うこと。）
- ② ①の道産品について、対象国の市場におけるニーズやターゲット層、販売方法などのほか、現地バイヤーや現地百貨店等の販売先について、調査を実施すること。
なお、本事業において対象国はシンガポールとする。

イ 効果的な発信方法の検討及び発信媒体の制作

本事業では、新たな分野の道産品のブランド価値の向上に向け、発信媒体等により効果的に商品イメージやブランドイメージを発信していくことを目的としており、より効果的な発信方法や内容の検討を行うため、外国人や関係企業等を構成員とする検討委員会を設置し、外国人目線や販売実務経験者・企業等の意見を取り入れた検討を行うとともに、検討結果を踏まえ、次に掲げる発信媒体を制作するものとする。

- ・商品イメージや北海道ブランドを効果的に紹介する映像
- ・商品イメージや北海道ブランドを発信していくための啓発資材
（啓発グッズ×500個以上、ポスター×200枚以上、リーフレット×500枚以上等）
- ・インターネットやSNS等を使って商品等を発信していくためのWEBコンテンツ

ウ 新たな分野の道産品の売り込み

① ブランド価値の向上を図る販売・展示の実施

新たな分野の道産品の販売を促進するため、次に掲げるフェア・展示会等において、アの①で掘り起こしを行った商品のテスト販売を実施するものとする。

なお、テスト販売の実施にあたっては、イに掲げる発信媒体を活用するほか、商品のブランド力の向上を図る演出を行うとともに、商品イメージと北海道ブランドの相乗的な価値の向上や消費者への浸透を狙った展示を行うこと。

- ・シンガポールで開催されるフェア等へ出展し、展示販売を行うこと（ただし、出展するフェアの内容や場所については、あらかじめ道と協議するものとする。）
 - ・シンガポールの百貨店等の店舗において、一定期間、展示会等を開催すること。（期間については、道及び開催する店舗等と協議した期間とする。）
- ② ①に掲げるフェア・展示会等への出展・開催にあたり、次に掲げる事項を実施するものとする。
 - ・テスト販売を行う商品の輸送を行い、合わせて物流ルートの検証及び開拓を行うこと。
 - ・新たな分野の商品を効果的に販売するためのフェア・展示会場を確保すること。

- ・フェア・展示会等において、イで制作した媒体を活用した発信を行うとともに、会場において、商品イメージや北海道ブランドを効果的に発信する装飾や演出を行うこと。
 - ・商品イメージや北海道の魅力を理解する1名以上の企画担当者及び2名以上の販売員を配置し、企画担当者による会場での効果的な演出や、販売員による消費者への商品紹介や説明を行うことにより、商品イメージやブランド価値の浸透につなげること。
- なお、会場には通訳者を1名以上配置すること。

エ テスト販売における販売状況や効果の検証

新たな分野の道産品の販売促進に向けた課題を検証するため、ウに掲げるフェア・展示会等での販売状況やマーケティング分析を行うほか、アンケート調査を実施すること。

オ 成果報告会の開催

ア～エでの取組の成果について、道内企業等を対象とした報告会を開催すること。

カ 報告書の作成

上記アからオの実施結果について実績報告書を提出すること。

- ・事業報告書：CD-R 1枚、紙媒体 10部（道庁事務局向け）

(4) 委託期間（予定）

契約の日から平成29年3月24日（金）まで

(5) 納入場所

北海道経済部経済企画局国際経済室

2 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社又は事業所等を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ① 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
 - ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

3 企画提案指示書の交付に関する事項

- (1) 交付期間：平成28年9月6日（火）から平成28年9月14日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）
- (2) 交付場所：郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

4 手続

(1) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限：平成28年9月14日（水）午後5時00分（必着）
- イ 提出場所：3（2）に同じ
- ウ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）による。

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限：平成28年9月27日（火）午後5時30分（必着）
- イ 提出場所：3（2）に同じ
- ウ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）による。

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称：北海道経済部経済企画局国際経済室経済交流グループ
- (2) 所在地：郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 連絡先：担当 小笠原
電話 011-204-5342
E-MAIL : keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp

9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (3) 詳細は企画提案指示書による。